

【お詫び】近畿圏の高速道路での現金收受とETC收受が重複する事案について

西日本高速道路株式会社

NEXCO西日本では、平成30年4月1日から近畿圏の高速道路（E26 近畿自動車道、E26 阪和自動車道、E25 西名阪自動車道、E91 南阪奈道路及びE90 堺泉北道路）において、出口（ETCフリーフローアンテナまたは料金所）でのETC対距離料金の案内を開始しておりますが、一部の走行において、ETCカードを挿入したまま現金でお支払いいただいた場合に、現金收受とETC收受が重複する事案が発生しておりました。

現在、重複対象となる走行について、返金に向けた作業を行っておりますので、お知らせいたします。なお、返金手続きについては、お客さまからのお申し出は不要となっております。

この度は、お客さまにご迷惑おかけいたしますこととお詫びします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

■重複対象走行例

裏面の走行例をご参照ください。

■重複期間

平成30年4月1日～平成30年9月30日

なお、上記期間以外のご走行について重複は発生いたしません。

※ 平成30年10月1日以降のご走行については各カード会社の締日によっては、一旦請求を行い、翌月に返金となる場合があります。

■返金方法

返金にあたり、お客さまのお申し出は不要です。

原則として、お客さまが返金対象走行でご利用になったETCカードに返金します。

※ ETCマイレージサービスにご加入の場合は、還元額（無料通行分）にお戻しする場合があります。

※ 返金までに多少お時間をいただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承くださいませようお願いします。

■通行方法についてのお願い

現金支払	ETC車載器にETCカードを挿入しないでください
ETC走行	入口から出口までETCカードは抜かないでください

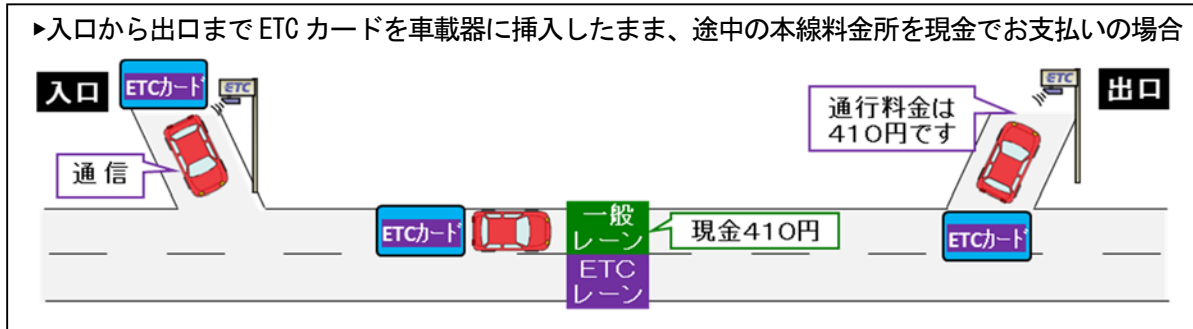
※ETCをご利用の場合でETCレーンが閉鎖等によりご利用できなかった場合は、一般レーンにてETCカードをご提示ください

お客さまお問い合わせ専用ダイヤルについて

本件に関するお客さまのお問い合わせを次のフリーダイヤルで受け付けいたします。

近畿圏四路線料金専用ダイヤル **0120-337303**（年中無休・24時間）

●現金で収めたうえに ETC での収受が重複する事案の走行例

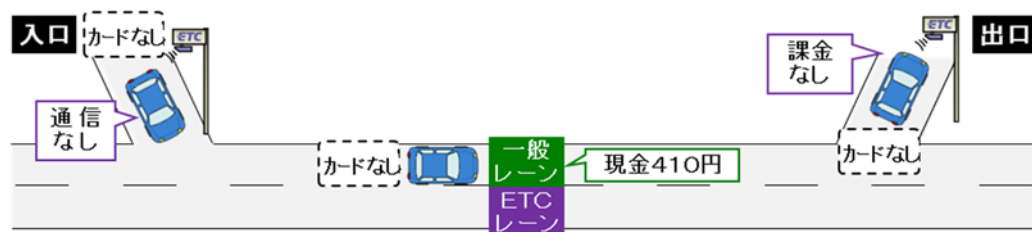


以下の走行の場合は、お支払いの重複は発生いたしません。

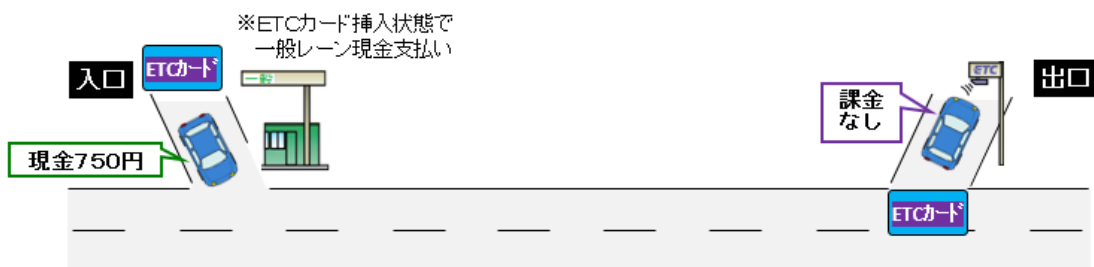
1 全区間を ETC で走行している場合



2 入口から出口まで ETC カードを挿入せずに現金でお支払いの場合



3 入口または出口の料金所において現金でお支払いの場合



※上記走行例の通行料金は、ご利用される道路によって変わります。